

単品スライド条項の運用の拡充について

平成20年10月1日

延岡市発注の建設工事については、平成20年6月25日に「単品スライド条項」の適用を決定し、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に運用を図ってきたところですが、これらの2品目のほかにも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を平成20年10月1日から拡充することとしました。

1 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

本年6月に指定した「鋼材類」と「燃料油」の2品目のほかにも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られる状況です。

このような状況の中、「鋼材類」と「燃料油」の2品目のほかにも、発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の1%以上）には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとしました。

2 単品スライドの趣旨

「単品スライド」とは、市の工事請負契約約款に基づき「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置をいいます。

【参考】

本年6月26日の単品スライド条項の運用と今回の拡充策との比較

事 項	本年6月25日時点の運用内容	今回の拡充策の運用内容
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	国土交通省及び宮崎県の対応状況に基づき市において指定	発注者・受注者間の個別協議に基づく
変動額算定ルール	工事の請負代金額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担	同左

3 運用基準について

(1) 請負代金額の変更の考え方

対象となる品目の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担

(注) 延岡市工事請負契約約款第25条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基づき定められています。

この考え方に沿って、資材価格の上昇に伴う増額分のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担することとしています。

4 具体的な算定方法など

(1) 申請の時期及び契約変更の時期

工期末の2ヵ月前までに請求しなければなりません。

ただし、受注者への周知期間が必要なことから、工期の末日が平成20年10月1日以後で、平成21年1月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期の末日が平成20年11月30日までであって、かつ、工期の満了前（末日が到来していない）であれば、これを行うことができるものとします。なお、契約変更は、工期末に行います。

(2) 証明書類の提出（必須）

受注者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を発注者に提出

(注) 必要な証明書類の提出がなく、確認できない場合には、単品スライド条項の対象としません。